

大和市公告第63号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により建築協定書が提出されたので、同法第71条の規定により当該書類を次のとおり関係人の縦覧に供する。

令和8年8月25日

大和市長 古谷田 力

- | | |
|-------------|--|
| 1 建築協定の名称 | つきみ野一丁目第三建築協定 |
| 2 協定区域の地名地番 | 大和市つきみ野一丁目2番10、18、21、23から26まで及び53 |
| 3 縦覧の場所 | 大和市まちづくり部まちづくり推進課（市役所本庁舎4階） |
| 4 縦覧期間 | 令和8年8月26日（水）から同年9月25日（金）まで。ただし、大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く。 |
| 5 縦覧時間 | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで |